

登録保育士の募集について

日常の保育の充実や行事に対応するため、必要に応じて勤務していただく保育士を必要としています。勤務の目安は月に10日以内です。登録の際、通勤可能な地域を指定していただければ、こちらからご連絡をさせていただきます。

資格を持っているけれども、常時勤務ができないという方や、しばらく仕事から離れていたもので、少しずつ慣れていきたいという方は、登録を検討されてみてはいかがでしょうか。

1 登録の有効期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日

2 勤務日数

月に10日以内

3 賃金等

保育士：月額7,800円（その他手当なし、社保・雇用保険なし）

4 休暇

有給休暇 なし

5 登録方法

登録申込書を提出

6 申込期限

随時

※ できれば、平成30年9月21日（金）までに登録してください。

7 問い合わせ先 佐伯市役所 こども福祉課 こども福祉係（☎22-3972）